

市独自制度の種類

保険料率

【二段階料率】

所得割の保険料率を所得400万円を境として二段階にしている。国保法に基づく改正が必要。

保険料計算

【保険料計算方法が固定】

均等割額及び所得割料率を固定している。当該年度に必要な医療給付費等の総額から歳入予定額を差し引いて保険料として必要な額を算出していない。

【賦課が二方式】

所得割と均等割の二方式で保険料を賦課している。平等割を含めた三方式による保険料賦課の検討が必要。

保険料の納付

【仮算定の実施】

保険料の仮算定を実施している
仮算定に係る経費
約1千1百万円

【前納報奨金】

納期前納付に対して報奨金を出している。
平成19年度の実績
2千3百万円(21,568件)

軽減・減免

【年齢軽減】

世帯主を除く22才以下の均等割額を1/2に減額
平成20年度軽減額
1億2千万円(3,349世帯)

【障害者減免】

身体障害者手帳などを保有する者の属する世帯の保険料を所得に応じて1割、3割、5割減免
平成20年度減免額
4千9百万円
(1,276世帯)

保健事業

【総合健康診断補助】

人間ドック、肺ガン検診
乳ガン検診に保険から補助を出している
平成19年度実績
人間ドック 2千2百万円
肺ガン検診 3百万円
乳ガン検診 4万円

【学童う歯治療】

学童う歯治療に対して本人負担分を保険から支出している。
平成19年度の実績
6百万円(2,132件)

国民健康保険事業財政を安定させ、被保険者が安心して医療を受けられる事業運営を行うために、市独自制度について整理が必要